

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則第2条の2第2項解釈運用基準  
(概要)

東京都青少年の健全な育成に関する条例第5条の2第2項に基づき、インターネット接続機器に利用者が付加することができる機能を推奨するにあたり、以下の評価基準にしたがって評価をしていただきます。

なお、評価については、小学校低学年、小学校高学年、中学生、高校生の学齢別に、学齢にみあった機能であるかを評価して頂きます。また、「機能に関する事項」「必須要件」の配点割合は1：1でございます。

1 機能に関する事項 (配点 15点)

- (1) 青少年による児童ポルノ等の作成または提供の防止に効果的な機能であるか
- (2) 青少年の自殺防止に効果的な機能であるか
- (3) 青少年の犯罪の防止に効果的な機能であるか
- (4) いじめの防止に効果的な機能であるか
- (5) 青少年のインターネット利用に伴う危険性の除去に効果的な機能であるか

※上記(1)～(5)のうち、業者から申請のあった項目について評価をしていただきます。

2 必須要件 (配点 15点)

- (1) 青少年の人権に配慮されているか (配点 5点)
- (2) サイバーセキュリティに配慮されているか (配点 5点)
- (3) 青少年に広く利用されるように配慮されているか (配点 5点)

※上記(1)～(3)の全てについて評価をしていただきます。

⇒1・2を合計した点数が評価点となります。